

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 43.44

合併号

関西労働者安全センター

1977.12.15発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

も

く

じ

●安全センター健診部だより

1…2

■自分たちの健康は自分達の力で守る運動を大きく広げよう

全金興国金属支部・全金鋼管商事支部

●第1回人民医療に学ぶ会開かれる

3

●関西研究者交流会第5回例会から

4

■「脳卒中の労災認定」テーマに

●ニュース（前戦から）

5…9

●ぶつとばせ改悪労災保険法

10…15

緊急アピール

■休業補償の給付差止め恫喝を許すな

●事務局日誌

16

●読者の便り

17

自分達の健康は自分達の力で守る

運動を大きく広げよう

全金セ・ンターニー健診部より

現在、健診部には自主健診の申し込みが殺到している。前号で、全通西支部と全港湾大扇分会での取組みを紹介したが、今後もそれどおりの取組みを

に、取組みや自主健診の組合としての位置付けについて紹介をしていただきたい。今回は全金興國金属支部と全金鋼管商事支部である。

弘場自主管理体制下で 自主健診を

「申込書」
全金興國金属支部
自主健診の話
この弘場は構造不況業種で名高い平電炉メーカーで、昨年、会社更生法が申請され、今年の6月には全員解雇が通された。仕事は完全にス

トップした。組合はたちに解雇反対を決め、それ以降自主管理体制をしつけてきた。平電炉弘場といえば高熱と騒音、ほこりのすさまじい弘場で当初よりかなりの健康破壊が心配されたが、担当した医師が、「これはひどい病気のデバ」と云つた。特に高血圧と難聴の発生が多く、高熱と騒音の影響がみごとに表われていた。健診部の中からも「こんなに健康をやられて、しかも会社がつぶれちやつて、今後一体どうしたらいいんやろ」と当惑の声があが

心的な病気は手を打つておきたいしと自主管理体制下の労働者の切実な思いがう出来てきただものである。健診の費用を支払うべき会社のない状態での健診とりうことで、全通西支部の場合と同様に、アンケートで対象者をしぼる方法をとった。

多発する 高血圧と難聴

「争議中はついつい健康がおろそかにされるから」「これまで会社のあるくちはまともな健診を一回もやっていないから」「健康保険の資格を失うまえに、治療の日頃からの自主健診と、災害

源除去のヨリの大切さをさせ、とみせつけている。

職場全体の労働者の健康状態について学習し合った。

いうことである

徹底した学習活動で 健診への大衆的取組みはかる

正 大 全金鋼管商量事部

しかし組合は
「自分たちの健康は自分たちで守る」という立場から自主健診

らしい。

全金钢管商量事部は、久々に人の脳卒中死七事故があつてから、職場の安全斗争は今まで以上に積極的に進められてきた。今年の春、企業は通り一ぺんの企業健診断を行つたが、組合ではこれに満足せず、秋闇の中で自主健診を要求して斗つた。

企業はこの自主健診を認のなかつたが、支部は安全センター健診部と共に、自主健診断活動を行つた。企業としては「職場の健診部と共に、安全センターで健診を行つた。一人三十分くらいかかる健診を一日かかつて行つた。またアンケートの集計は組合の力で行つた。そして、健診結果やアンケートの累計結果については全体学習会を用ひ

現在健診部では
パレード
『自主健診の手引』
を作成中です。

健診の80ミリフィルム

全金钢管商量事部・全金
興國金属支部・全港湾大
阪分会・全港湾協同送分
会・大阪被服二世の会

職場での健診活動は、職場の仲間がその健診項目を選びとりながら、支部は安全センター健診部と共に、安全センターで健診を行つた。企業としては「職場の健診部と共に、安全センターで健診を行つた。一人三十分くらいかかる健診を一日かかつて行つた。またアンケートの集計は組合の力で行つた。そして、健診結果やアンケートの累計結果については全体学習会を用ひます。

これから自主健診に取組もうかな、とお考えの方々には是非、役立てていただきたいと思つています。向い合わせは安全センターまでどうぞ。

* 1回ノミソク原山講習会場が盛況
各地から33名が参加

学ぶ会事務局

去る11月23日、南大阪労働者診療所に於て「人民医療に学ぶ会」が開かれた。北は千葉から南は九州から、33名が参加して5時間余にわたつて熱心な講演が続いた。

岩井会の堀口氏から、戦前戦後の無産者医療運動に奥じて、無産者医療同盟のや1回、や2回行動綱領などの貴重な資料をもとに、具体的なお話しがあつた。小倉氏からは、岩井先生と共に斗つた思い出や、日常診療の内容について含蓄の多いお話

岩井会の堀口氏から、戦前戦後の無産者医療運動に関する、
無産者医療同盟のや1回、や2
回行動綱領などの貴重な資料を
もとに、具体的なお話しがあつ
た。小倉氏からは、岩井先生と
共に斗つた思い出や、日常診療
の内容について含蓄の多いお話
があつた。そのあと全遍大阪西
支部の執行部の杉山氏から、ハ
月から行われたアンケート調査
活動と健診活動の報告があり、
度重ねてもいたいた学习会活動と
集計から浮かび上る作業内容と
職業病との関係について面白い
報告があつた。そのあと健診部

の方から、今までの健診活動の経過と、健診部設立の趣旨や展望。今後の協力要請があつた。

最後に専私研の坂井先生から、腰痛症についてこの講演があつた。港湾労働者の間では最も多い腰痛症も、近代医学では、作業内容や作業姿勢は殆んど問題にはなつていまい。多くの腰痛症を労災として扱いとする中で、私場改善をかちとつていつた米穀運送の経過を横軸にして、新しい医学から見た腰痛症とは何かといふ話があつた。

終始 熱氣の一もの会場

ファイルムが上映できなかつた
し。しかし会場は終始雑談も
なく、緊張した雰囲気であつた。
会議室で、畠口氏や渡辺氏・吉
田氏などと個人で雑談していた
折、彼らはほんと語った言葉
が印象的である。『焼原の火
事』といふ言葉である。戦前戦後
の運動をいたかい。そのあと苦
しい孤立のいたかいと耐えて二
られた人々には、この会に参加
した人々の若く燃える目の輝き
が荒野をやきつくす一点の火に
見えたのに違ひない。彼らの方
から述に、若い人々の熱意に驚
き、決意を新たにするとい
つた發言を得たことは彼らの謙
虚さとその後の運動の苦しさ
を物語つていると思う。更に充
実したものにしようと緊張する
思いだつた。

「脳卒中の労災認定」テーマに

労災職業病公害と圓づ

奥西研究者交流会や5回例会開かる

労災職業病公害と斗う奥西研究者交流会は、はやオ五回が11月12日に開かれました。テーマは「脳卒中の労災認定について」で、ここ二、三年安全センターも取り組んで認定をからとつた約10例の報告が主にされました。また、現行の業務上外認定基準の問題点、高血圧、脳卒中と労働や生活との関連についての説明や討論が行われました。

例余りに過ぎないこと、このような現状で、出稼連合の最上氏や全金鋼管商事支部の久川氏など、どの先駆的な例以降のとりくみにナリ、提出すれば殆んど認定されるようになつこきに成果が確認されました。また久川氏の場合、会社の組合つぶし攻撃に対する斗いにおいても、組合の団結を強め、企業責任を追及する斗いの契機となり、斗いに勝利することができ、その他の例も似た。でも労災認定斗争がそのような役割を果した点も注目されました。

に起因しない脳卒中が労災としてからり認められ、労働省の認定基準を逸脱する場合にも既に認められてることは、大衆的な運動の成果です。

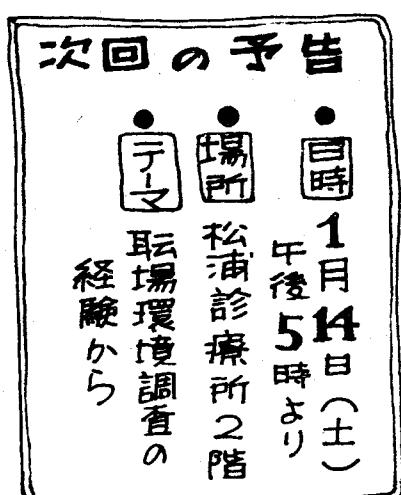
また、脳卒中と労働や生活との関連について、医学文献の紹介も含の説明が行われ、高血圧や脳卒中の予防管理を労働者の立場に立つて行つていくことの重要性が述べられました。

このあと初めて参加された奈良医大公衆衛生の方の報告や、参加者の自由な討論が行われ、約二時間余りの交流を行いました。次回は来春1月14日(土)午後5時より、恵場環境調査の経験から「」をテーマに行われます。

大争斗争の大争斗争の力で

労災認定例

その中で、脳卒中死亡は年間約17万に及び死因の第一位だが、業務上と認められたのは、本や雑誌にのった十数例も加え、20



前線から

横浜

「港湾病」集団検診実行委員会結成する

全港湾では、数年前から腰痛を中心とした職業性疾患の業務上認定即ち「港湾病」の労災認定斗争を開始し、この決定に基いてアンケートの作成に着手し、二つのアンケートの作成にあたって、県下の先進的医師医療労働者また労災職業病を斗り仲間の参加協力を得て、分会との共同の討論の中で「港湾病」についてのアンケートを作成しました。

さらに討論を深めるに、関西地本の仲間はすでに神戸支部弁天浜分会へ着手帳を先頭に、全国大会で一定の成果を収めていきます。本年の9月初旬に行われた全国大会での方針を踏まえ、横浜港分会においても、9月23日の分会定期大会で「合理化粉砕就労保障の恒久的確立の斗

い」の重要な一環として、安全斗争とともにに職業病の労災認定斗争を具体化する二ことが決定されました。分会ではこの決定に基いてア

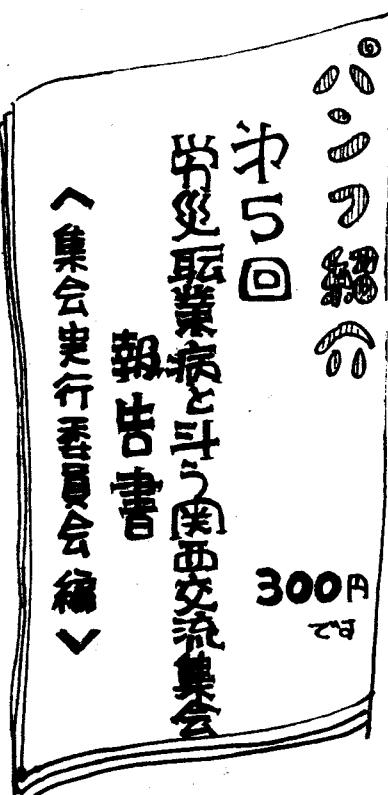
ンケートの作成に着手し、二つのアンケートの作成にあたって、県下の先進的医師医療労働者また労災職業病を斗り仲間の参加協力を得て、分会との共同の討論の中で「港湾病」の労災認定斗争を開始し、この決定に基いてアンケートの作成に着手し、二つのアンケートの作成にあたって、県下の先進的医師医療労働者また労災職業病を斗り仲間の参

加協力を得て、分会との共同の討論の中で「港湾病」についてのアンケートを作成しました。

これにて、この間討された結果、この間討された結果

に付してどうに付してどうな体制で臨んでいました。今後の会の進め方としては、登録労働者の職業紹介、状況や港湾労働の見学を手始めとして、分会と交流を深め、アンケートの集計に向けての体制作りを当面の目標としていることを確認されま

す。11月11日、横浜港分会との確認に基いて、「港湾病」集団検診実行委員会の結成が正式に発足す



大阪

労住のすれ違い克服 に向け懇心の討論 II・20 ひろは集会 労住共斗分科会

「労働者と住民の立場の違いを踏えて、今後共斗をもう一步前進させよう」—11月20日に行われた第3回反公害住民ひろば集会の労住共斗分科会参加者は確認し合った。

分科会はまず泉州沖空港に反対する連絡会開西労働者安全センター、びわ湖環境権訴訟団から問題提起が行なわれた。いす水からも「私たちは労住共斗とはいえ、私たが公害斗争かりでなく、どんな課題にしろ、運動に起きた。特に住民連絡会から提起された

ネ石精M君配転斗争は労住の立場の違いからくる斗争への取り組みの違い意識のすれ違いの問題を多岐まざと見せつけた。討論も二つの問題を軸にして展開された。

宮崎君の不当配転と闘う会を結成した。この会に付し、「宮崎君の不当配転と斗つ会」を結成し、地域の労働者、労組とも共斗して大阪地裁へ配転の効力無効の仮処分申請を行なうなど反撃を開始しています。大企業の中でも苦斗している労働者に所へ不当配転するとい支援を強めていくことが必要であろう。

大阪

宮崎君の不当配転と闘う会を結成

フジタ工業労働者有志

フジタ工業資本は取扱部の中心的活動家である宮崎さんを京都営業員労組の斗つ所点である大阪支部に付し不當労行為を続けてきました。支部の斗つ労働者が

ニュース

「労働者と住民の立場の違いを踏えて、今後共斗をもう一步前進させよう」—11月20日に行われた第3回反公害住民ひろば集会の労住共斗分科会参加者は確認し合った。

分科会はまず泉州沖空港に反対する連絡会開西労働者安全センター、びわ湖環境権訴訟団から問題提起が行なわれた。いす水からも「私たちは労住共斗とはいえ、私たが公害斗争かりでなく、どんな課題にしろ、運動に起きた。特に住民連絡会から提起された

西宮

未組織の炊婦さんの

腰痛之勞災認定

坂本さんは西宮市立病院の食堂へ業者依託の一の洗い場で介りてきた中年のおばさん。お盆や食器のかたづけ皿洗いなど雑用を全部負わされ、昼食もやつくり食べられないほどに忙しきで、軽足の方のクツ下のつま先は一曰で破れるほどだつた。ここに勤めるまでは、へ50年8月)いたつて健康で、病院など通つたこともなかつたのに遂に今年の二月頃より腰が痛み出した。しばらくは鎮痛剤を飲んでやり過したが、7月頃には、帰宅すると座り

つた。へそのため座
つていても台所のでき
る家へわざわざ移転)
8月にはじめて医者へ
西宮市立病院)へかが
り、コルセットをつけ
て仕事を続けた。だが
遂に9月27日歩くこと
もできなくなつて休業
する破目になつた。
この間坂本さんは会
社に対して「配転や「
相棒を変えてほしい」
へ相棒は老令で無理が
効かない。増員とまで
はいえないため、こう
いう要求になつてしま
つたもの」と要本した
が、「女同志の(いざこざ)

そこで、坂本さん自身「この腰痛は仕事でなったんだ」という気持ちがあつたのと、娘さんが当センター機関誌の購読者であつたのとで、労災申請をしようと当センターに相談に来た。

申請後は未組織ではあるが、地域の港湾労働者や自治体労働者、それに娘さんやその友達の応援を受け、10月24日申請用紙提出、11月22日、12月6日と2回の交渉で労災認定をからとつた。

と相手にもしてくれなかつた。そればかりが休業に入ると今度は「保険証を返せ」へつまり解雇」と迫つてくるしまつであつた。

火象以紫也

医し、労災申請の手續を進めた。

芦屋

欄などがあつて、何も知らない人がこれを書けば全て私病にされかねないような内容である。

12月6日の交渉の後

では「これで安じて休める」と腰の痛さに耐えながらも、笑顔をみせる坂本さんである。

8月の時点まで、つまり、本人が私(花岡)のところへ相談に来ら化、ついで、松浦・足達西先生により、じん肺と診断される時まで単なる肺結核として処理していた。

9月に入つてさつと大阪府被災労働者同盟の皆さんへの支援のもとに、奈良労基局に対し、じん肺の隨時申請を行つたところ、10月末になつて局は51年4月に遡及して労災認定を行うと通知してきました。

奈良労基局が決定 じん肺を認定

芦屋市在中の出稼ぎ労働者、三歩赤太郎さん(60才、徳島県出身)がこのたび、奈良労基局よりじん肺として労災認定されました。本人はこれまで、地下送電所建設や地下鉄工事といった、粉じん多発の作業環境の劣悪なところで十数年間働いていました。

月の発病時モ、奈良県十津川のダム建設工事現場(地下壕内)で、じん肺にかかるつてりるとも知らず、倒れる直前まで働き続けていたのでした。

パンフ紹介

海外進出を擊つ

化学労活編

現代技術史研究会会誌

定価 1500 円

そして現在は平均賃金の件で所轄労基署に對して、平均賃金算定期間中ににおける「風邪等を業務上の休業として取扱うよう交渉中である。

この三歩氏のような未組織労働者の労災認定といつのはとのほどのほどなどが潜在化していいのが現状なので、私はこれからもますますこの問題に真剣に取り組まねばならぬいと思つてつづける。

(文責・花岡)

西成

日雇労働者の労災事故 一万円でけり?

大阪府被災労働者同盟

西成で日雇労働者として働いていた安部さんは、去る10月19日、現場での仕事を終わり飯場へ帰る途中、乗せられた車が転ぶくする事故を起し、頭を13針も縫うなどの大ケガを負った。ところが会社は安部さんに付し、2万円ほどの金を貸しただけで、何の補償もしなかつたため、ケガの後遺症で苦しむ安部さんにはさらに生活苦が加わった。行政も病院もまじめにヒリ合つてくらなかつたため、思ひ余つて安部さんは同じ寮に住む同僚員に相談

に来られた。同盟では安部さんのケガは拘束時間中の事故によるものであり、明らかに労災であると判断し、早速所轄の淀川監督署と交渉をもつて、行政の監督責任を追及した。だちに労災認定を下すよう要求した。との結果、この12月9日、安部さんに生活補償が支給されることに決まつた。このものである。さらに会社が賃金をピンハネ表、宇土博氏は広島労災取業病研究会(代表)によると、この問題は、この問題に引き継ぎ後この問題に引き継ぎとり組むことが予定されている。

六ヶ月をこえる 鍼灸治療費

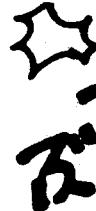
広島でも労災適用を認めさせる

広島

去る11月17日、広島労災取業病研究会(代表)宇土博氏は広島労基局廿日市監督署と田代文歩を行ひ、約20名でし、6ヶ月を経過する鍼灸治療を広島はじめて認定させた。かねてから広島労基局では鍼灸治療に関し

て、社会保険の場合と同じように「治療を開始して6か月を経過した場合には、労災保険給付の対象外として報づつていた。しかし、大阪や京都、神奈川や東京など、全国的にもほぼ、長期にわたる鍼灸治療は認められており、同研究会ではこの問題を関西労働者安全センターに呼びかけ、さらに地域の全港湾関西地区の仲間や地本労災取業病対策会議の共斗を行い、廿日市監督署との斗争に至つたものである。交渉は午後2時に開始、5時までの話し合の結果、署長及び労災課長は問題となつていいをAさんの今後の鍼灸治療の継続を約束した。

はせ改更労災保険法



大阪

前号で報告した様に、東京・大阪では粘り強い斗いが進められ、個々の被災者については交渉で年金移行を食い止め、休業補償継続をからとつてきいた。その後も斗いは続けられており、この一ヶ月間で、年金の運用について、東京では東京地評が申

入札を行い、大阪でも交渉に入るために合意が成立しかけている（今号で報告）ところが、我々の息の長い抵抗斗争に業をやした労働省は、遂にその本性を露わにして、あろうことかが、災者に牙をむいておそいかが、ここまでのである。

水たや一回目の予備折衝で、奥行季側は「従来の話し合いで生じた混亂は、との多くが行政側の不誠実な対応の結果であり、それをさておいて騒ぐなとは本末転倒である。従つて局側からそのような規制を受けるいわれはない」と厳しく批難し、それはない」と厳しく批難し、その

人數制限に固執する 大阪労基局

実行委の予備折衝進む

改憲法改悪要綱
彈兌行委へ
代表・岡田義雄)に示してきとも
してきとも
のは、交渉の中には、文渉人員は20名とする
(1)文渉人員は20名とする
(2)確認書、議事録は書かない
の二点である。(1)については人
とか、小学校の生徒が遠足に行
く時の注意事項のような規制で
あり、(2)については「強要
しない」との合意で十分ではな
いかと反論し、改めて合意に達

当初大阪労基局が「年金の運用問題についての全体文渉に応じるに当つて、これだけの条件は否んでもらいたい」と労災保

上での
(1)交渉は局の執務時間終アで一旦打ち切り、次回に継続する
(2)確認書、議事録は強要しない
(3)要求項目については交渉の前にあらかじめ提出する
といふこれら三点については承諾することを伝えた。

続いて11月4日に第ニ回予備折衝がもたれ、局から「兌行委の主張は大筋了承した、しかし以下の二点だけはのんでもらいたい」と提案があつた。
(1)文渉人員は20名とする
(2)確認書、議事録は書かない
の二点である。(1)については人
圧に遭がるもので了解できない
と反論し、(2)については「強要しない」との合意で十分ではないかと反論し、改めて合意に達

した。

結局、人數問題が最後まで残り、大阪労基局が相変わらず人數制限による交渉の規制に固執する姿勢を浮き彫りにした。その後、11月11日に電話で「人數を30名にするから皆さんで欲しう」と提示してきた。

そこで11月24日にはオ三回目の予備をもち、「あくまでも局が人數制限にこだわるのであれば、これまでにしたこちら側の譲歩を全て御破産にする。今後労基署・局との交渉における混乱の責任は全て局にある」と最後通告をしてしまった。

一步前進「人數は実行委にまかす」と脅威

これに対し大阪労基局は、12月2日になって、電話で「人數について実行委にまかせる。ただし、予想される人數を事前に申し出てもういたい」との返答を行ってきている。



すでにこの欄で報告している様に、多くの被災者が「紙切れ一枚へ症状照会」で首を切られてしまふが如く、「年金に該当しない者にまで症状照会を出させるのは被災者への管理強化だ」と年金移行のための症状照会の提出を拒んで斗つてきただ。そして現場の労基署・労基局でも我々の主張の正当性を認めたり認めなかつていた。

給をストップせよ。労災保険法47条ならびに47条の3を適用して(資料参照)何が何でも行政のいうことを聞かせよ」と強硬な指示を打ち出した。これを改けて各労基局労災課長は所轄の労基署長に指示し、署長から提出を拒否している被災者に命令書が送り付けられた。「提出期限までに(12月10日)提出しない場合には労災保険の支給を差し止めする」というのである。(資料参照)これは丁度、活動家攻撃として配転命令を出し命令に従わない場合には解雇するという資本のやり口と全く一諸である。いや、体が悪くてアバイトすることすらできない被災者から労災保険をとりあげるのであるからモット暗黒で悪

じいやり口ひいえるだう。

もともと今回の労災保険法改

悪は資本の意を汲んだものであるが、遂にことここに至つて労働省は資本に向けらるべき権力を被災者に向けてきたのである。

んて二ことが許されただまるか！

へ抗議先

東京都千代田区大手町

一五三一

〇〇・二一一・七四五
労働省

多くの労働者の 理解と支援を

(労災保険法)

〔労働者及び受給者の報告、出頭等〕
第四十一条行政庁は、労働省令で定めることにより、保険関係が成立している事業に使用される労働者(第二十一条第一項第一号又は第二十九条第一項第三号の規定により労働者とみなされる者を含む)若しくは保険給付を受け、若しくは受けようとする者に対する報告、届出、文書その他の物件の提出(以下この条において「報告等」といいう)若しくは出頭を命じ、又は保険給付の原因である事故を発生させた第三者(第五十三条において「第三者」という)に対して、報告等を命ずることができる。

(昭四〇法一一〇・全改、昭四四法八五・昭四八法八五・一部改正)

〔参考〕報告命令 第五一、「

〔受診命令〕
第四十一条の二行政庁は、保険給付に関する必要があると認めるときは、保険給付を受け、又は受けようとする者(遺族補償年金又は遺族年金の額の規定の基礎となる者を含む)に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

(昭三五法九・一部改正、昭四〇法一一〇・昭四八法八五・一部改正)

〔参考〕受診命令 第五一、「

我々はこのよくな並行に断じて屈するわけにはいかない。正義は二ちらにあり、法律の精神を踏みにじっているのは労働省である。斗いはまさに正念場を迎えた。我々は反撃を着々と準備している。多くの労働者の理解と支援を訴えたい。抗議ハガキ

抗議電話を労働省・労基局に集中しよう。ある係官が「本省の指示ではどうしようもない。二水に掛けば我々があマンマの食いあげだしと言つた。だが、ワシシらだけがおマンマの食いあげになつて、奴らだけが食える

〔参考〕保険給付 七、一一〇八、一一一三〇
〔保険給付の一時差止め〕

第四十一条の三政府は、保険給付を受ける権利を有する者が、正当な理由がないで、第十二条の七の規定による届出をせず、若しくは書類その他の物件の提出をしないとき、又は前二条の規定による命令に従わないときは、保険給付の支払を一時差止め得る。

(昭四〇法一一〇・全改、昭四四法八八・昭四八法八五・一部改正)

〔参考〕報告命令 第五一、「

全労働の増員要求を支持しよう！

労働省はこの10年間で職員の一割近い人減らしを行つています。一方、労災・職業病の発生は相変わらず減る気配はありません。この人びらしのしめ寄せは労働行政に働く職員、そして何よりも被災労働者をはじめとする労働者にぶしつけられていました。今回の労災保険法改悪に付けており、その結果被災者はそれでも大巾は事務合理化が意図されており、その結果被災者は被災して3年たったか否かといふ事と一片の調査書だけで原職復帰の道を閉ざされたりするような事が起きてします。労働者の側に立つ労働行政を正しく行うためにも全労働の増員要求斗争を支持します。

「傷病の状態等に関する届」提出命令書

西野田署発第 521125 号

昭和 年 月 日
52.11.25

殿

西野田 労働基準監督署長

貴殿には、昭和 年 月 5 日に、「傷病の状態等に関する届」の提出方通知したところですが、いまだ提出されないので、労働者災害補償保険法第 47 条の規定に基づき、下記により提出されるよう命じます。

なお、指定期日までに提出なき場合は、労働者災害補償保険法第 47 条の 3 の規定に基づき、保険給付の支払を一時差し止めることができますので申し添えます。

記

1. 提出期限 昭和 年 月 日
52.12.10

2. 提出先 西野田 労働基準監督署長

(所在地 大阪市此花区西九条5丁目3番6号)

3. 提出すべき書類 傷病の状態等に関する届(添付すべき診断書を含む)

(傷病の状態等に関する届及びこれに添付すべき診断書は、この命令書に同封しているものを使用し、診断書は、医師に記載してもらって下さい。)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 労働基準局長に対して審査請求をすることができます。

東京

11・8 東京労基局 斗争

百名で反動行政を糾弾

一 労災法改悪阻止実行委員会

11・8 東京労基局斗争は、東京地評主催による総行動の一環としてヒリくまれた。交渉には約百名の労働者が結集して局の反動的な行政のやり方を徹底的に糾弾した。慈恵医大山本さんの件に関して、(1)不服審査について直ちに向島労基署の誤りを認め業務上認定を行なうこと。(2)上項のような誤った決定を行つた向島労基署に対する指導責任をとるここと、具体的には改めて再調査し不利益処分を是正すること。(3)この間の一連の交渉におけるロツフアウト、暴言について謝罪せよ。(4)誤った決定によつて山本が解雇された件について責任をとれ。の項目を要求して

た。千葉労災管理課長は、交渉冒頭、日付も入っていなければ「式見解」(局長了承)なるものをおか的に読み上げた。これはの審査請求中であり、この不服審査制度の中でやる。(2)審査官の適正な判断に影響を与えるので再調査はやらない。(3)向島署の行政に干渉的に行はれていたしと、本人の具体的な指摘を全く無視した反動的な内容で、真向から対決の姿勢に出でてきた。

交となつた。千葉は、「人間があつたことだからもうまちがへがありませんが、追及の前に、「正式見解」を取消すように局長に上申することを確認した。また、「%の七項目については決定書にかかるよう審査官に指示した」と千葉メモを明らかにしたが、調査結果を地評に知らせることが確認させた。

向島署の審査は違法だったと言ふ張る千葉課長の反動的な姿勢、この間の一連のロツフアトや墨書きについては後日責任者追及することを申し入れた。

年金問題で

「届書」の強要せず

次に、「傷病補償年金」「一症状届書」に因つて交渉を持ち、「腰痛、ムキウキ症など治る可能の誤りは、誰の目にも明白で、性のある患者を「傷病補償年金」の大臣答弁を尊重し、頸肩腕症の対象がうはずし、疾患届書の提出強要をしない。②リハビリ

(「職場復帰訓練」中の患者に対する提出を要しない者として「届書の提出を行なう。④「廃棄等級非該当者」として「届書の提出を行なう。⑤付局発文書による通知する。⑥付局発文書による通知する。⑦従つて、三菱石油柴崎橋代元アメックスへ巻きこぼ子等に対して届書の張要をせず、同様の通知を行なう。⑧廃棄等級決定に際して、状態が判る場合に代る医証と認める。」以上回答を引き出した。

このように、①、②局斗争は、松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

書に代る医証と認める。」以上回答を引き出した。

このように、①、②局斗争は、松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

「提出命令！」

松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

書に代る医証と認める。」以上回答を引き出した。

このように、①、②局斗争は、松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

（「職場復帰訓練」中の患者に対する提出を要しない者として「届書の提出を行なう。④付局発文書による通知する。⑤付局発文書による通知する。⑥付局発文書による通知する。⑦従つて、三菱石油柴崎橋代元アメックスへ巻きこぼ子等に対して届書の張要をせず、同様の通知を行なう。⑧廃棄等級決定に際して、状態が判る場合に代る医証と認める。」以上回答を引き出した。

このように、①、②局斗争は、松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

労働省の給付差し止めを許すな

（朝日 12月10日 朝刊）

労災被災者ら反発

傷病年金への切り替え

労災保険法の一部改正で傷病年金が新設されたのに伴い、労働省は休業補償給付を受けて一年半以上経た人たびに対し、傷病年金に切り替えるかどうかを判断するため調査書を提出するよう指導してきたが、傷病年金の対象者になると企業の解雇制限がはさられるため、被災者の中で書類を提出しない動きが出ている。これに対応するため、被災者たちは、大府労災被災者同盟では、会員のうち十五人がこの調査対象になつた。ムチウキ症、腰痛などで三年十一年間も休職のまま休業補償を受けていた人たちだ。しかし、同様は、一片の書類だけで、もしも傷病年金に切り替えられてしまうと、企業から解雇される危険性を出し、「十一月十日までに提出されない場合は、保険給付を一時差し止めることがある」として、提出命令書を被災者に発送していることが九日、大阪府警本部の各労働基準監督署は八月五日に「九月五日までに提出す

れた。これを受けて東京労基局は11月25日に「提出命令」を送付し12月10日までに提出する。④付局発文書による通知する。⑤付局発文書による通知する。⑥付局発文書による通知する。⑦従つて、三菱石油柴崎橋代元アメックスへ巻きこぼ子等に対して届書の張要をせず、同様の通知を行なう。⑧廃棄等級決定に際して、状態が判る場合に代る医証と認める。」以上回答を引き出した。

このように、①、②局斗争は、松連と行政との力関係を大きく変え、地域の労働者との結合をがちとり大きな成果をあげた。

の張要には断固として反対していく。
来る12月14日の東京労基局交渉、16日に予定立めていた神奈川労基局交渉で徹底的に行政を攻撃が予想できるが、松連はもうした攻撃を許さず不当な届書

月には「十二月末までに提出しないと保険給付を一時差し止めることがある」と提出命令書を発送してきた、という。

同盟の出口会長の話では、十一月分の休業補償が十一月下旬に受けられるはずだが、この命令によって少ない人々約七万円、多い人々二十八万円の休業補償が給付されないで正月を迎える事が予想される、という。
大阪労基局の調べでは、大阪府下の調査対象の休職者は約千五百人で、九月現在未提出者は約七百人。全国的には東京、神奈川、名古屋などにも未提出者がいるが、一部のところでは約三百二十人いる、とい

東京では14名が「届書」提出を拒否し続いている。松連は、11月16日に全国の労災課長を招集し、「届書」（41号でに送行令）の張判提出を指示

事務局日誌

* 安全センターの事務局員は毎日どんなことをしているのか、を皆さんに知りたいとき、更にセンターを利用していたくために今号から事務局日誌を掲載します。今日は準備不足で1名の活動しか報告できず、かたよっていますが、また事務局への意見もお寄せ下さい。

18日	16日	15日	14日	12日	9日	7日	6日	4日	3日	2日	1日
～											
11日											
18日											
・京都ハリ学習会 ・常任事務局会議 ・大阪労基局予備折衝 ・宇治労災学習会へ有志が集つて 月2回やつてます)	・金全朝日金属支部(脳卒中認定 斗争の件) ・大阪労基局予備折衝 ・宇治労災学習会へ有志が集つて 月2回やつてます)	・京都ハリ学習会 ・常任事務局会議 ・金全興国金属支部(恵場健診打 ち合せ) ・全金朝日金属支部 ・京都ハリ学習会(びらまきの打 合せ)	・合同会議(常任・被災者同盟・ 診療所・労研・健診部の代表) ・労災法実行委員会議 ・健診部事務局会議 ・高松出張(全金三豊支部の被災 者鑑定)が高松で療養中、彼の 知人が脳卒中死し労災申請)	・機関誌・集会報告集配達(全通 西陣) ・阪神トラックハリ治療会 ・機内誌配達(北長方面) ・労災法実行委 ・合同会議 ・全金規模別支部代	・健診部事務局の学習会 ・大阪労基局予備折衝(ぶつとば せ改悪労災法参照) ・常任事務局会議 ・反公害住民ひろば集会 (労住共 斗分科会) ・常任会議 ・全金興国金属支部 ・西宮労基署(未組織Sさんの腰 痛認定) ・人民医療に学ぶ会 ・労基局予備折衝 ・工さん(鉛中毒症について相談) ・合同会議 ・健診部事務局 ・東京労災法阻止実行さん(打ち合 せ) ・機関誌・集会報告集配達(全通 西陣) ・阪神トラックハリ治療会 ・機内誌配達(北長方面) ・労災法実行委 ・合同会議 ・全金規模別支部代	・健診部事務局 ・全港湾塩回送分会(恵場健診) ための学習会) ・反公害住民ひろば集会 (労住共 斗分科会) ・常任会議 ・全金興国金属支部 ・西宮労基署(未組織Sさんの腰 痛認定) ・人民医療に学ぶ会 ・労基局予備折衝 ・工さん(鉛中毒症について相談) ・合同会議 ・健診部事務局 ・東京労災法阻止実行さん(打ち合 せ) ・機関誌・集会報告集配達(全通 西陣) ・阪神トラックハリ治療会 ・機内誌配達(北長方面) ・労災法実行委 ・合同会議 ・全金規模別支部代					

読書の便り

労災年金に慰謝料を
支えよ、153級
被災者死亡後、遺族年
金を支給せよ、という
全国育成損傷者連合会
ニ要求の対労働省交渉
は14日行われ、当局は
ニ要求に理解を見せな
がらも労災保険法の原
則は曲げられないとの
建前は貴ったようです。
労働省提出の資料によ
れば、52年度労災保険
の歳入は9842億円と
一兆円近いもので、
歳出は保険給付費に1
863億円と潤沢なう
予算が用意されてい
ます。また、50年
末で153級傷害年金
受給者は4905人、
長期傷病補償給付者は

12323人となって
おり、合計17228
人が社会復帰できず、
3年から4年以上も病
院その他の施設か自宅
で療養。血のにじむよ
うな苦勞は介護家族に
全てしめよせされてい
るといわれます。153
級被災者の高齢化、
介護家族の老令化の進
んでいる中で、油足なく
労災保険会計のこと、
これらの人達を緊急に
救済する必要があると
政治家もみていくよう

お願い

川上文夫さんの移転先を御存知の方、お知
らせ下さい。関西集会報告書を送れなくて
困っています。——集会実行委

* 鋳造工程にフラン樹脂成型法を使用してい
る転場は御一報下さい。最近ケイ酸ソルタ
ムに替わってフラン樹脂を使用する成型法が
導入されました。安全性に大きな疑問があり
調査中です。御協力下さい。

長船労組

昨日11月3日に行われた第1回労災職業病と
斗う関西交流集会報告書がようやくできあがり
ました。末組織、遠隔地の方は発送。関西では
組合を通じ手渡してもらっています。不手際で
発行が大巾に遅れた事をお詫びします。——集会実行委

策を講じてもらう手立てを考え、強力な運動を展開されることを期待します。全脊連と連絡、ニ要求の実現に強力な御支援を頼みます

11月24日 大坂守一
(福岡)

す。知る限りの方に連絡、期を失せず推進を、

労災保険法の施行から半年以上を経た現在、政府労働省・資本家達はイヨイヨ日本労働者の生血を吸い出し、思ひます。企業は法律が変わったから、いう理由で労災被災者の既得権すら反古にし、我々の斗いを押しこんで築いてきた文渉権奪つてしまおうと画策します。しかし、弾圧力を奪い去ろうとする所で労働者・人民が斗争に限らず、労災争に限らず、労働者の権利を奪い取ってきた権力の姿を見る事ができます。しかし、彈圧

改悪労災保険法の施行から半年以上を経た現在、政府労働省・資本家達はイヨイヨ日本労働者の生血を吸い出し、思ひます。企業は法律が変わったから、いう理由で労災被災者の既得権すら反古にし、我々の斗いを押しこんで築いてきた文渉権奪つてしまおうと画策します。しかし、弾圧力を奪い去ろうとする所で労働者・人民が斗争に限らず、労災争に限らず、労働者の権利を奪い取ってきた権力の姿を見る事ができます。しかし、弾圧

は新たなる斗争を生み、連帯を松げていって、安全センターもこれらとの輪の中に、おけろ任務を再確認し、この情勢の中で真に必要なとされる役割を担いなければなりません。自らを変革していかねばなりません。今世の中では労働者人民が自らの命と健康を守ることは斗争そのものですが、二つの斗争を導くために、労働者側の勝利へと導くためには、安全センター診療所はじめの健診活動をしていくつもりです。この活動を財政的に支援する会員の交流会も、その研究者・学者は、是れ環境部資料部の活動を貢献する所であります。これからも、その活動を続けていきたいと思います。

10月分会計報告

収入

会費	173200
① 機関誌	123680
② カンパ	151700
③ 資料代	17440
10シフ	1100
計	467120

10月分收支	+101703
先月からの 残り	248106
11月への 残り	349809

支出

事務費	78117	④
機関誌	2300	⑤
活動費	48250	⑥
郵送費	16750	⑦
人件費	220000	⑧
計	365417	

(註)

- ① 大口滞納分を納入してもらいたため
- ② 全港湾建設支部治水分会より大分労災斗争勝利カンパとして2万円、講師料として西宮西高より1,200円を含む
- ③ せら印刷経費、資料コピーの代金

- ④ 10月分 部屋代・共益費・電気新闡代、9月份 ガス代新、イカ、ファックス月賦等
- ⑤ 郵送用封筒代、(41号印刷費は来月へ)
- ⑥ 9月份 電話代、名古屋支張旅費、常任通勤交通費
- ⑦ 41号郵送費、張替手数料
- ⑧ 事務局員4名の9月分

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

第43・44合併号

昭和52年12月15日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4